

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 公

1 日 時

平成26年9月30日（火） 午前10時03分から
午後 3時03分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦公、尾島保彦、阿部英仁、志村学、古手川正治、竹内小代美、油布勝秀、
衛藤明和、井上伸史、田中利明、守永信幸、原田孝司、酒井喜親、平岩純子、
久原和弘、小野弘利、元吉俊博、荒金信生、戸高賢史、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

江藤清志

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

企業局長 森本倫弘、病院局長 坂田久信、会計管理者 阿部恒之
ほか関係職員

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第101号議案平成25年度大分県病院事業会計決算の認定について、第102号議案平成25年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第103号議案平成25年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第104号議案大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第115議案平成25年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
議事課委員会班	課長補佐	武石誠一郎
議事課議事調整班	副主幹	姫野剛

決算特別委員会次第

日時：平成26年9月30日（火）10:00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ① 決算説明
 - ② 質疑・応答

6 内部協議（上記4及び5に係るもの）

7 その他

8 閉 会

会議の概要及び結果

三浦（公）委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

本日から、第3回定例会において付託を受け継続審査となっております、第101号議案から第115号議案までの15件の決算議案の認定について審査を行います。

審査に先立ちまして、決算審査の方針等について申し上げます。

去る11日の委員会におきまして本委員会の運営要領を決定していただき、決算審査の方針といたしましては、（1）計数の確認、（2）収支の正否、（3）財産管理の適否、（4）行政効果、（5）必要な改善措置となっております。

具体的な審査につきましては、先日の委員会の席上でお配りした決算審査のしおりを参考にさせていただきたいと思っております。

審査は、さきに決定いたしました日程により行います。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に該当部局から説明がありますので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせて願います。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等をもとに審査報告書の検討を行います。各委員におかれましては、運営要領に従って円滑な委員会運営にご協力を願います。

それではこの際、付託されました議案を一括議題として、これより審査に入ります。

本日の審査は、企業局、病院局、会計管理者及び会計管理局関係であります。

これより企業局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔、明瞭に願います。

それでは企業局長及び関係者の説明を求めます。

森本企業局長 委員の皆様方におかれましては、平素から電気事業、工業用水道事業の両事業の運営につきまして、ご理解、ご支援をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、両事業に係る平成25年度決算につきましてご審議をいただきますが、まず最初に私の方から、平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置結果につきまして、ご報告いたします。

お手元の配付資料1ページをごらんください。

電気事業につきましては、電力自由化の範囲拡大などに伴い、電力料金の低廉化が進んでいることに加え、運転開始から半世紀を超えている発電所の大規模改良工事、修繕工事が今後さらに必要となることが予想され、厳しさを増しております。

また、工業用水道事業につきましても、現在着手しております給水ネットワーク再構築事業などを初め、経年施設の大規模改良、修繕工事などに対する取り組みが課題となっております。

このため、今後予想される厳しい経営環境を克服し、長期間にわたる健全経営を維持するため、長期施設整備基本方針を定めるとともに、平成25年度までの4年間を計画期間とした第2期中期経営計画を策定し、安全・安心、経営改革、県民サービス、地球環境の保全の4つの基本目標を柱に掲げ、目標の実現に努めてまいりました。安全・安心につきましては給水ネットワーク再構築事業の着手や地震・津波対策の実施など、経営改革では

総人件費の抑制や遊休資産の売却、県民サービスでは広報番組や施設見学会などによる積極的な事業PR活動の実施、また、地球環境の保全では松岡太陽光発電所の運転開始など、それぞれ一定の成果が得られたものと考えております。

これらを踏まえた第3期中期経営計画は平成26年度からの4年間において、電力システム改革など、今後予想される厳しい経営環境をしっかりと見据え、これまでの取り組みを引き続き着実に実行しつつ、将来にわたり電気及び工業用水を安定的に供給できるように、両事業の再構築を図ることを目的としまして、平成26年3月に策定をしたところでございます。

安全・安心の施設管理、顧客本位の取り組み、県政・地域への貢献の3つを基本目標に掲げ、地震・津波対策のさらなる強化や給水ネットワーク再構築事業の早期完成など、持続可能な経営基盤の確立を目指して積極的に各種事業を行っていくこととしております。

また、4年間の中期経営見通しにあわせ、今後30年間における長期経営見通しを作成し、老朽化が進む施設の長寿命化や適切な時期での発電所のリニューアルなどによる施設機能の維持を費用の平準化を図りつつ計画的に進めることとしております。

今後も新たな要素等を織り込みながら時点修正を2年ごとに行っていくこととしております。

引き続きまして、平成25年度決算の詳細な説明の前に、企業局の経営概況につきましてご説明いたします。

お手元にお配りの資料の2ページをお開き願います。

まず電気事業でございますが、1のグラフをごらんください。

大野川発電所を初めとする12の水力発電所での、過去5カ年の売電実績電力量等の推移を赤線で表したものでございます。

平成25年度の売電実績電力量は2億503万1千キロワットアワーでございますが、目標供給電力量2億4,456万キロワットアワーに対して83.8%、前年度実績に対しましては66.2%となっております。

これは、平成25年度の年間降水量が過去10年平均比で84.6%と少雨であったことに加え、3つの発電所がオーバーホール工事に伴い長期間停止したこと、また、前年度が特に降水量が多かったことなどによるものでございます。

2番目のグラフは、電力料金収入の推移でございますが、平成25年度の電力料金収入は19億4千万円、前年度に比べて94.9%、1億500万円の減でございます。

これは先ほどご説明した理由と同様でございますが、前年度と比較し、売電実績電力量が3分の2、約1億キロワットアワーの減となったことによるものでございます。しかしながら、2のグラフの上にお示ししている料金構成にあるとおり、料金の約9割が売電した電力量に関係なくいただく基本料金となっておりますので、売電実績電力量の減少ほどは電力料金収入は減らないものとなっております。

3は電力料金単価の推移でございます。九州電力への売電料金は2年ごとに更改しておりますが、その料金構成は先ほどご説明したとおりでございますが、ここでお示ししているのは、総括原価を目標供給電力量で単純に割った場合の単価でございます。平成24年度、25年度の2カ年平均で8円7銭で契約しております。

ちなみに、平成26年度につきましては、前2カ年平均と同額の8円7銭で契約をして

おります。

この結果、1番下の4のグラフ、純利益の推移でございますが、平成25年度の純利益は2億8,264万1千円となっており、前年度に比べて約1億8,200万円の減となっております。

平成24年度は特別利益であります土地の売却益を含んでおりますので、それを除いた平成24年度の純利益と比較いたしますと約4,200万円の増となりまして、経営は順調に推移していると考えております。

続きまして、3ページをお開き願います。

こちらは工業用水道事業でございます。上の1のグラフは、契約水量と年間平均受水量等の過去5カ年の推移をあらわしたものでございます。

1番上の青色の折れ線が契約水量でございます。平成25年度の契約水量は、日量5万5千トンでございます。企業の実使用量の多寡にかかわらず、契約水量の全量を買収することとなる責任水量制により41の事業所に給水しております。

資料中ほどの点線囲みの2番目の丸にございますように、契約水量の多い事業所は、新日鐵住金23万トン、鶴崎共同動力11万トン、王子マテリア6万トン、住友化学5万4千トンでございます。この上位4社で全契約水量の約8割を占めているところでございます。

上のグラフに戻っていただきまして、グラフの1番下の赤色の折れ線が年間平均受水量でございます。平成25年度は日量43万7千トンで、契約水量に対する受水率は78.6%となっております。

なお、受水量は各企業の操業状況により日々変動をいたしますので、1年間のうち最も多くの水を受水した日の受水量を最大受水量として、その上の黒色の点線で示しております。

こちらは48万2千トン、86.7%でございます。

この結果、2のグラフ、純利益の推移でございますが、平成25年度の純利益は、3億7,076万1千円となっております。前年度に比べて、約2千万円の減となっております。これは給水ネットワーク再構築事業運用開始後に可能となる隧道の詳細点検の結果により補修が必要と判明した場合など、将来の大規模修繕に備え引当金を積極的に積み増した結果であり、経営本体については、順調に推移していると考えております。

以上、簡単ではございますが、企業局の経営概況の説明を終わります。

引き続き、総務課長から決算の詳細について説明させますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

有瀬企業局総務課長 第102号議案平成25年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定並びに第103号議案平成25年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして説明させていただきます。お手元に配付の平成25年度大分県公営企業会計決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、I平成25年度大分県電気事業報告書でございます。

1概況といたしまして、1ページに平成25年度の発電状況などの総括事業を、2ページは職員数、給与状況などの職員に関する事項、3ページは料金等の契約事項を、4ページから7ページにつきましては工事、委託の発注概況などを記載しておりますが、時間の

関係から説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開き願います。

3業務の(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項でございます。

前年度と比べまして、大きく比較増減した主な項目により説明させていただきます。

まず2段目の(2)事業収入に関する事項でございますが、1番上の科目の営業収益のうち発電電力料は、大分市松岡にあります太陽光発電所の新規稼働によりまして、新たに電力料収入が5,008万円余りございましたが、水力発電のほうで、雨が少なかったことや芹川第1、第2発電所のオーバーホール工事等による長期間の発電停止などによりまして、水力発電の収入のほうで1億469万円余り減少し、差し引き、発電収入が前年度と比べまして5,460万円余り減少いたしております。

次に、財務収益の増は、有価証券等の受取利息の増加によるものでございまして、その次の事業外収益の増1,260万円余りは、公営企業の会計制度の改正により、濁水準備引当金の全額取り崩しなどによるものでございます。

その下の特別利益は、前年度の遊休地売却による固定資産売却益1億9,835万円余りが全額減のゼロとなっております。

以上によりまして、当年度の事業収入合計は21億2,102万316円で、前年度に比べ2億3,637万1,482円の減となっております。

次に、支出であります(3)事業費に関する事項であります。

1番上の営業費用のうち、職員給与費は昨年の給与削減による給料、手当てや退職給与金引当の減などによりまして2,359万円余り減少しております。

次に、その下の修繕費は、発電所オーバーホール工事等によりまして8,406万円余りの増加となっております。

次に、委託費の減少4,633万円余りは、PCB廃棄物処分業務委託料の減などによるものでございます。

また、財務費用の減1,684万円余りは、企業債支払い利息の経年減少によるものでございます。

以上によりまして、当年度の支出であります事業費合計は18億3,837万9,350円となり、前年度に比べ5,490万9,284円の減少となっております。

この結果、平成25年度の電気事業の純利益は、差引収支の欄にございますように2億8,264万966円となりまして、前年度に比べて1億8,146万2,198円の減少となっております。

次に、10ページをお開き願います。

平成25年度大分県電気事業決算報告書の、(1)収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入であります。第1款電気事業収益は、第1項営業収益を中心に、予算額合計21億8,447万1千円に対しまして、税込決算額は22億2,137万1,652円でございます。予算に比べて決算額は3,690万652円の増加となっております。これは、事業外収益や財務収益の増が主なものであります。

次に、その下の支出であります。第1款電気事業費用は、第1項営業費用から第5項予備費までの、予算額合計19億8,743万3千円に対しまして、決算額は19億19

9万3,331円でありまして、不用額は8,543万9,669円となっております。これは、給与や退職金等の人件費の減が主なものであります。

次に、12ページをお開き願います。

(2)の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入であります。第1款資本的収入は、芹川ダムや別府発電所などの共有施設について、県の一般会計や別府市から受け入れる負担金と、企業局が保有する国債や地方債等の償還金である第3項の投資償還金が主なものでございます。

予算額合計10億6,959万5千円に対しまして、税込み決算額は10億5,994万2,999円、予算に比しまして決算額は965万2,001円の減となっております。これは、負担金の減が主なものでございます。

次に支出のほうであります。第1款資本的支出は、建設改良費、企業債償還金、投資及び基金などでありまして、予算額合計27億4,829万8,704円に対しまして、決算額は22億6,220万5,810円となっております。不用額は4億8,609万2,894円となっております。これは、工事の入札執行残などによるものでございます。

次に、14ページをお開き願います。損益計算書についてご説明いたします。

営業収益は、(1)の電力料などでありまして、右の列の1番上の20億1,049万9,091円となっております。

営業費用は、(1)の水力発電費や一般管理費などの17億2,422万4,782円でありまして、主なものは職員給与費、修繕費、減価償却費などがございます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益は2億8,627万4,309円となっております。

このほか、3の財務収益、4の事業外収益、財務費用、事業外費用を差し引いた収支は、マイナス363万3,343円であります。営業利益からこの額を差し引きました経常利益は2億8,264万966円でございます。これが当年度純利益でありまして、この額がそのまま当年度の未処分利益剰余金となります。

この利益剰余金の処分についてであります。18ページをお開き願いたいと思います。

4の剰余金処分計算書案について、ご説明させていただきます。

表の1番右の列、未処分利益剰余金2億8,264万966円につきましては、これまでの企業債の償還に充てるための減債積立金に全額を積み立てたいと考えております。

続きまして、20ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

資産の部、固定資産のうち、(1)電気事業固定資産は、発電所の施設とか送電線などの設備に関するもので、減価償却を行った後の25年度末現在額は81億263万8,716円あります。

(2)事業外固定資産は、県と共同で行っております造林事業の資産などでありまして、4億6,983万5,453円となっております。

(3)建設仮勘定は、北川ダムの維持流量設備の建設分について整理したもので2億4,646万2,759円となっております。

(4)建設準備勘定は、別府発電所内成かんがい送水施設更新工事の前に行う測量と調査について整理したものでございます。

(5) 投資及び基金44億1,362万7,909円は、資金を効率的に運用するために購入しました国債や地方債などがございます。

以上、固定資産合計は、20ページの1番右の列の132億3,454万837円となります。

2の流動資産は、現金預金などでありまして、58億8,875万1,311円となりまして、資産の合計は、1番下にあります191億2,329万2,148円となっております。

次に、右側の21ページの負債及び資本の部についてご説明させていただきます。

負債の部は、3の固定負債と4の流動負債で、負債合計は19億1,304万4,834円であります。

次に、資本の部は、5の資本金が、自己資本金と借入資本金等でありまして、資本金合計は138億8,965万7,146円、6の剰余金が(1)の資本剰余金と、(2)の利益剰余金でありまして、剰余金合計は33億2,059万168円となりまして、資本合計は172億1,024万7,314円となります。

負債資本合計は191億2,329万2,148円で、前のページの資産合計と一致しております。

以上が電気事業会計の説明でございます。

続きまして、工業用水道事業会計についてご説明させていただきます。

44ページをお開き願います。

1の概況といたしまして、44ページに総括的事項を、45ページに職員数、給与状況など、それ以降は工事と委託の状況を記載しておりますが、これも時間の関係から説明は省略させていただきます。

それでは、48ページをお開き願います。

3業務の(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項でございますが、同様に比較増減の大きなものについて説明させていただきます。

2段目の(2)事業収入に関する事項でございますが、営業収益の給水収益は、前年度に比べまして1,507万円余りの減少となっております。これは年度途中でユーザー企業さんとの契約給水量が減少したことによるものでございます。

それから、営業外収益の減853万円余りは、受取利息のうち、有価証券利息が減少したことなどによるものでございます。

以上によりまして当年度の事業収入合計は20億6,207万4,579円となりまして、前年度に比べ2,252万1,722円の減少となっております。

次に、支出であります(3)事業費の項目でございます。

営業費用のうち、職員給与費が5,694万円余りの減でございますが、これも電気会計と同じように、給与削減による減となっております。

修繕費につきましては、修繕準備引当金を、前年より1億3,600万円ほど増加したため、9,220万円余り増加いたしております。

動力費は大口電力料の値上げによりまして、3,588万円余り増加いたしております。

薬品費のほうは、雨が少なかったもので、汚泥処理に対する浄水のための必要な薬品購入額が減少ということで、1,470万円余りの減少となっております。

委託費についても、雨による濁水対策の汚泥処理の運搬処分費が減少したことなどによりまして、4,310万円余り減少いたしております。

営業外費用の減は、企業債利息の経年減少による減でございます、前年度に比べ998万円余りの減少となっております。

これらによりまして、当年度の支出であります事業費合計は16億9,131万3,588円で、前年度に比べ203万8,115円の減少となっております。

以上を差し引きまして、平成25年度の工業用水道事業の純利益は3億7,076万991円となり、前年度に比べて2,048万3,607円減少いたしたところでございます。

次に、50ページをお開き願います。

工業用水道事業の決算報告書の(1)収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入であります、第1項の営業収益を中心に、予算額合計21億5,880万9千円に対しまして、決算額は21億6,215万356円で、予算額に比べまして334万1,356円の増となっております。

次に、その下の段の支出であります、第1項営業費用などで、予算額18億2,060万9千円に対しまして、決算額は17億2,916万2,544円でありまして、不用額は9,144万6,456円となっております。これは、電気会計と同じように給料や退職給与等人件費の減が主なものでございます。

52ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入であります、第1款資本的収入は、第1項の補助金、第2項の大分市との共有施設の建設改良費等の大分市からの負担金、第3項の投資償還金などでありまして、予算額合計15億9,205万8千円に対しまして、税込み決算額は12億5,875万5,846円となっております、予算額に比べて決算額は3億3,330万2,154円の減となっております。これは、事業の繰り越しにより国の補助金の受け入れができなかったことによるものでございます。

次に、支出であります、資本的支出は、建設改良費、企業債償還金、投資及び基金などでございまして、予算額32億8,920万6,450円に対しまして、決算額は23億1,113万3,068円となりまして、翌年度繰越額は6億5,813万6,110円、不用額3億1,993万7,272円となっております。

不用額は、工事の入札執行残などによるものでございます。

なお、第5項繰出金の決算額1億円につきましては、県政貢献の実施といたしまして、一般会計へ繰り出しを行ったものでありまして、一般会計では、企業立地促進等基金に積み立てております。

次に、54ページをお開き願います。

損益計算書でございます。営業収益は給水収益がほとんどでございまして、20億686万7,869円。営業費用は原水及び浄水費などでございまして、15億8,038万5,172円で、主なものは、職員給与費、修繕費、動力費、減価償却費などでございます。

1の収益から2の費用を差し引いた営業利益は、4億2,648万2,697円となっ

ております。

このほか、3の営業外収益、営業外費用を差し引きました結果、最終的な経常利益は3億7,076万991円でございますが、これが当年度の純利益となっております。これが当年度の未処分利益剰余金となります。

この未処分利益剰余金の処分についてでございますが、58ページをお願いいたします。剰余金処分の計算書案についてご説明させていただきます。

未処分利益剰余金3億7,076万991円につきましては、減債積立金に2億7,076万991円、地域振興積立金のほうに1億円をそれぞれ積み立てたいと考えております。

次に、60ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。資産の部、固定資産は、土地とか建物、送水管、配水管などの(1)有形固定資産、それから給水ネットワーク再構築事業に基づく(2)建設仮勘定、庁舎の施設利用権などの(3)無形固定資産、投資有価証券などの(4)投資及び基金であります。固定資産合計は244億6,579万1,484円であります。

また、2の流動資産は現金預金などでありまして、1番右の列の下から2番目にあります63億8,810万5,933円でありまして、資産合計は308億5,389万7,417円となっております。

次に、61ページの負債及び資本の部についてご説明いたします。

負債の部は、3の固定負債と4の流動負債で、負債合計は27億6,986万6,234円であります。

資本の部は、5の資本金と6の剰余金で、資本合計は、1番右の列の下から2番目の280億8,403万1,183円、負債資本合計は308億5,389万7,417円となりまして、前のページの資産合計と一致いたしております。

なお、63ページ以降につきましては、これまで説明しました事項の明細でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、電気事業会計利益処分及び決算並びに工業用水道事業会計利益処分及び決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

三浦(公)委員長 次に、決算審査の結果について、監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 平成25年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算にかかる審査結果につきまして、監査委員を代表してご説明いたします。

お手元に配付の平成25年度大分県公営企業会計決算審査意見書をごらんください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月2日に知事から、平成25年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されましたので、その審査結果を取りまとめ、7月31日に知事に提出したものでございます。

それでは、決算審査意見書の1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の中の3審査の手続をごらんください。

審査は、企業局所管の電気事業及び工業用水道事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか、という点に主眼を置き、決算書類は関

係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等について、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて、慎重に審査をいたしました。

次に、第2審査の結果についてであります。

企業局所管の各事業会計決算書類は、事業の経営成績及び財政状態ともに適正に表示されており、かつ出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

次に、各事業ごとの審査の内容及び意見についてであります。

まず、大分県電気事業会計についてご説明いたします。

電気事業会計につきましては、18ページから20ページにかけて事業の概要について、21ページ及び22ページに予算及び決算の状況について、23ページ及び24ページに経営成績、25ページから27ページにかけて財政状態についてそれぞれ記載しておりますが、これらについての説明は、割愛させていただきます。

28ページをお開きください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成25年度における電気事業の経営成績は、総収益21億2,102万316円に対し、総費用は18億3,837万9,350円で、差し引き2億8,264万966円の純利益が生じております。

これを前年度と比較しますと、1億8,146万2,198円減少しております。

これは、少雨や芹川第一発電所等のオーバーホール工事に伴い、営業収益の電力料が減少したことなどによるものでございます。

この項の下から3行目をごらんください。

以上により、大分県電気事業は電力料収入の減少が認められるものの、依然として安定した経営を維持しており、財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見としましては、平成25年度の電気事業は、中期経営計画に基づき、経年施設の計画的な改修を実施するとともに、太陽光発電所の建設により新たな再生可能エネルギー開発にも取り組んでいます。

こうした中で、平成26年3月に締結された電力受給契約では、売電単価が平成24、25年度の平均単価と同額での改定となり、安定経営に資することとなりました。

しかしながら、運用開始後50年以上を経過している大野川、北川発電所などの大規模施設の改良工事に向けた資金の確保のほか、異常気象や大規模自然災害への適確な対応が求められています。

加えて、電力システム改革など、電気事業を取り巻く経営環境は予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、企業局は平成26年3月に第3期中期経営計画を策定し、これらの重要課題に対応していくこととしております。安定的な電力の供給を確保していくため、新たに策定された中期経営計画を着実に実行し、さらなる経営基盤の強化に努められるよう要請をいたしました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

工業用水道事業会計につきましても、電気事業会計と同様に、31ページから33ページにかけて事業の概要について、34ページ及び35ページに予算及び決算の状況について、36ページ及び37ページに経営成績について、38ページから40ページにかけて財政状態についてそれぞれ記載しておりますが、これらについての説明は割愛させていただきます。

41ページをお開きください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成25年度における工業用水道事業の経営成績は、総収益20億6,207万4,579円に対し、総費用は16億9,131万3,588円で、差し引き3億7,076万991円の純利益が生じておりますが、前年度に比べ、2,048万3,607円減少しております。

これは、契約水量の減により給水収益が減少したことなどによるものです。

この項の下から3行目をごらんください。

以上により、大分県工業用水道事業は責任水量制のもとで安定した経営を維持しており、財務の安全性が保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2の総合意見としましては、工業用水道事業は、これまで中期経営計画に基づき各種経営改善の取り組みを推進し、県政への貢献を行いながら、良好な経営を続けてきました。

平成25年度は、喫緊の課題である地震、津波対策のための工事を実施するとともに、平成29年度の運用開始に向けた給水ネットワーク再構築事業が本格化したところです。

しかしながら、事業開始から50年以上経過し、老朽化が進むさまざまな施設について、今後、耐震化も含めた大規模改修などに取り組む必要性があります。

そのため、施設状態の把握等を進め、最適な維持管理方を検討するなど、費用の圧縮と平準化を図りながら、資金を計画的に確保していかなければなりません。

また、契約水量が減少傾向にあることから、収益の確保と経費の効率化などにより、さらなる経営体質の強化が求められます。

このような状況の中、企業局は平成26年3月に第3期中期経営計画を策定し、これらの重要課題に対応していくこととしています。

引き続き、工業用水の一層の安定供給を確保していくため、新たに策定された中期経営計画を着実に実行し、さらなる経営基盤の強化に努められるよう要請をいたしました。

以上で、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

三浦（公）委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の優先順位について確認をさせていただきます。

まず最初に、事前通告をされた委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をされた委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員につきましては、進行状況等を勘案しながら質疑を行いますので、あらかじめ、ご了解をいただきたいと思っております。

発言は、挙手し、私から指名を受けた後、起立し、マイクを立てて行ってください。

また、質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料における

ページ及び事業名等を明らかにしてください。

質疑時間は、1人おおむね5分以内となっておりますので、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔、明瞭に答弁を願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から、通告順に従いまして始めさせていただきます。

原田委員 私のほうから、2項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、松岡の太陽光発電についてであります。

いわゆる鳴り物入りでこの事業を始められましたけど、決算書の1ページに売電実績電力量125万2,140キロワットアワーとなっているとありました。先ほど局長のほうからは一定の成果があった。総務課長は雨が少ない本年ではとても重宝したというような理解できる説明がありました。この125万キロワットアワーというのは、当初の計画と比べてどのような状況なのかということをちょっと説明をお願いしたいと思います。

さらに、決算書の4ページにはこの松岡太陽光発電所の供給条件の設定変更に関する事項が記述されて、1キロワットアワー40円でということになっているんですが、先日、九州電力による再生可能エネルギーの買い取りの中断というのが報道されていましたが、このことに関する影響というのはないのかということをお願いします。

2項目めは、工業用水事業の施設の老朽化、耐震化についてであります。

審査意見書の41ページにも、事業開始から50年以上が経過し、老朽化が進むさまざまな施設について、今後、耐震化も含めた大規模改修や更新などに取り組む必要性が見込まれるとありますが、対象となる施設とその更新、改修計画についてこれからどのように考えているのかということの説明をお願いします。

池崎工務課長 2点、ご質問ございました。

まず、1点目の件についてお答えをいたします。

松岡の太陽光発電所についてでございますけれども、平成25年度売電実績125万2,140キロワットアワーは、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間の実績でございます。これは当初、9カ月間で予定しておりました発電量と比較いたしますと、約130%となっております。先ほどから申し上げておりますとおり、平成25年度実績が良好であった理由といたしましては、平成25年度は降水量が少なく好天が多かったということで、効率的に発電が行えたということを考えておまして、発電量が予定の電力量を大きく上回っているものでございます。

それでは、その次の九州電力による再生可能エネルギーの買い取り中断という、この件に関してのご質問でございます。

報道でありましたとおり、九州電力による再生可能エネルギー買い取りの中断につきましては、再生可能エネルギー発電設備を九州電力の送配電線に接続する申し込みをした事業者に対しまして接続に関する回答を保留するというものでございまして、既に接続を済ませた事業者に対して、また、接続の回答を受けた事業者に対しましては発電した電力の買い取りを中断するものではございません。

松岡太陽光発電所は九州電力との接続契約を締結いたしまして既に発電を開始しており

ますから、今回の発表に関しまして影響はないと考えております。

2番目の施設の老朽化、耐震化についてのご質問についてお答えをいたします。

東日本大震災では、工業用水の給水が復旧するまでの間、ユーザーの操業に影響を与えたということから、ライフラインとしての工業用水道事業の重要性が再認識されることになったところであります。今後の大規模な地震に対する備えが急務となっているところであります。

企業局におきましては、平成25年度までに主要な建物及び水管橋の耐震化をおおむね終えたところをごさいますて、今後は流量や圧力を調整する水槽等のコンクリート構造物につきまして計画的に耐震化を進めることとしております。

また、施設の改修につきましては、アセットマネジメントの考え方に基つきまして適切に管理をしていくこととしております。

以上でございます。

原田委員 わかりました。

ただ、松岡の太陽光発電については影響がないという話でしたけど、例えば、130%の実績が今回あったと。つまり効果がたくさんあった中で、これから、いわゆる太陽光、県の遊休地を使いながらやっていこうという計画がもしかしたらあったのか。あったとしたら、例えば、今回の買い取り制度に影響を受けることがあったのかなというふうに思うんですが、それについてはいかがだったのでしょうか。

池崎工務課長 お答えいたします。

現在、新たな太陽光の計画を私どもは持ち合わせておりませんので、今後の影響は考えられないというふうに判断をしております。

以上です。

原田委員 わかりました。

ただ、この問題というのは、例えば、この部局だけじゃなくいろいろな部局にかかわってくると。例えば、商工労働の部分や、今度、補正のほうでバイオマス発電にかかわる港湾事業とかいうのもありましたから、大きな影響を受けるんじゃないかなと思ったもんですから質問させていただきました。

また、これから太陽光を含めて、いろいろな水力発電、雨が少なくなるときはそっちのほうがいいというふうな効果があったわけですから、これもいろいろな対応ができるような施策を求めていきたいというふうに思います。

以上です。

守永委員 では、通告を1点しているんですが、売電実績に係ることなんですけれども、この決算書の1ページに水力発電の目標供給電力量に対して実績が83.8%であったと記述されています。実績が下がった要因としては、降雨量が過去10年平均の84.6%であったということに加えて、芹川第1、芹川第2及び鳴子川発電所のオーバーホール工事に伴って長期間停止したことが要因であると記述されているんですが、このオーバーホール分について、目標供給量を設定する上で勘案されていなかったのか、教えてください。

池崎工務課長 お答えします。

ご質問のありました目標供給電力量の設定でございますけれども、目標供給電力量の計算につきましては、過去30年間の実績を平均して計算することとなっております。

したがいまして、過去30年の実績にはオーバーホール工事を実施した年の実績も含まれておりますので、設定した目標供給量においてもオーバーホールによる停止が勘案された値となっております。

ただし、委員にご指摘いただいたような30年間で平均されるために、昨年度のオーバーホールの工事期間で発電できなかった電力量、これが全て反映されているわけではございません。

以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。

状況はわかったんですが、今後、発電施設そのものが大きなオーバーホールなり改修といったことが計画的に行われていく中で、30年平均というだけでいいのかという部分と、単純にそういう目標供給量の設定ということで安定供給という部分を見たときに、その年にどのくらいの期間、どの発電所が休むといったことをより具体的に示していくほうが供給能力といった部分を示す上では大事じゃないかなというふうなことが考えられますので、今後、ある意味で、先ほどの説明も聞くと、いわゆる電力料金単価の設定とも関連するのかなという部分もあったので、そういった兼ね合いもあるのかなという気はするんですが、県民に供給する——県民にというか、電力の供給能力を示す上で何らかの指標なり、こういう供給能力があるよというのを示してあげるほうが大事なのかなというふうな気がしたんですが、その点について何かございましたら。

有瀬総務課長 30年間の目標電力量ということで、各発電所の過去30年間の実績を踏まえて発電量を出しております。実は予算上は、毎年、目標電力量から当年度のオーバーホールする分についてはマイナスにして、実質の予算を組んでいるところでございます、予算上はですね。実績といたしましては、先ほどのように、そういったことで減っているという状況でございます、予算のほうでは30年間の目標電力量マイナス実際にオーバーホールする電力につきまして、こういったことで減るだろうという予測は現実的にはマイナスにしております。

守永委員 今の状況でわかりました。ありがとうございます。

竹内委員 お願いします。まず、太陽光の質問につきましては、原田委員とほぼ同じですので、それで結構です。

事前通告の質問に入っていなかったんですが、中津の議員から本会議におきまして質問をいたしました耶馬溪ダムの工業用水についてお尋ねします。

まず、ダイハツが地下水を使っているということ、そして、企業誘致が思うように進まなかったために拠出した金額が20億円、国にプールされていると聞いております。そして、その行方がよくわからないわけですが、今回、52ページ、資本的支出の第5項が繰出金となっておりますが、監査委員の資料は40ページで繰出金というふうに読めるんですが、これは正式な名前はどちらが正しいのでしょうかということと、ことしのこの金額1億円に対してはどのような振り分けないし、一括国、あるいはどこかに繰り出しを行っているのか、その内訳についてまずお聞きしたい。

それから、本会議で地元議員が質問をいたしました20億円はどのように今なっているのか。

その2つについてお尋ねをいたします。

三浦（公）委員長 竹内委員、3項目ありますけど、一括質問になっていますが、よろしゅうございますか。

竹内委員 ほかの質問は、今までの説明で全部わかりましたので、よろしいです。

有瀬総務課長 耶馬溪ダムの負担金につきましては、県のほうで今、工業用水の需給状況がまだつかめないという形で、そのままになっているということは今回の議会でも明らかになったわけですが、企業局といたしましても、実際問題としては、県がそのように工業用水道事業を始めるときについては、収支を見きわめて実際問題としてどのようにやるのか、どんな条件でやるのか、企業の見込みはどうかということ踏まえて総合的に勘案して、県といたしまして、工業用水道事業を新たに行うということが決まれば、そこで企業局としては、その企業の使用状況見込みも踏まえて、収支も踏まえて、どういった施設にするのか、どういった体制で行っていくのかを踏まえて、企業局としては判断していきたいというふうに考えております。

今はそういった大分県としての耶馬溪ダムの工業用水の使用状況が今後どのようになるのかは、今、見守っているところでございます。

それから、先ほどの52ページの繰出金の1億円でございますが、これにつきましては、工業用水といたしまして、これまで県政貢献の一環といたしまして毎年1億円を地域振興積立金に積み立てまして、その中から毎年1億円を県の知事部局のほうに繰り出しをいたしまして、それを踏まえて、知事部局のほうでは企業立地促進等の基金に積み立てまして、これまで運用をしているところでございます。

実際問題としては、金額的には6億円とか7億円とかいうことで、ちょっとはつきり金額はあれですけども、今、大体7億円前後の積み立てが行われているというふうに聞いております。現実的に使っているのは、これまで余り使っていないところもありますが、一昨年、九州北部豪雨で水がかなり被害が出たときに企業さんの配水の関係で一部金額が使われたというふうに聞いております。

いずれにしても、今、かなりの金額が基金として積み上がっておりまして、今後の企業進出を踏まえて、工業用水をどういうふうにするか、どんな企業が来るのかというときに備えて準備をしているところでございます。

以上でございます。

竹内委員 なかなか難しい問題があるかと思いますが、少しフォーカスを当ててこれからに備えていただきたいと思っております。

つきましては、監査委員の方にも同じことについてお尋ねをしたいと思います。

その点については、監査の過程で何かお気づきだった点とか、それについて指導したとか、そのようなことがございましたでしょうか。また、今の質問を聞いて、どのような観点をお持ちになったでしょうか。ご答弁をお願いします。

青木監査事務局長 まず第1点目、おわびでございます。繰出金の話、今、いとへんのご指摘、この場でおわび申し上げます。訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

2点目、工業用水の関係でございます。決算書の中では70ページでございます。

こちらに投資及び基金明細書という欄がございます。

ここでその他の投資ということで、9億2,912万9,829円という欄がございま

して、一般会計の県北工業用水道事業にかかわる分8億8,300万円ほどは、この中で
その他投資として権利を持っているということで整理をしているということで確認をさせ
ていただいているところでございます。

以上でございます。

竹内委員 それは額面どおりの説明であって、そのことについて監査して、問題を感じたり、
指導していくというお話ではなかったように思いますが、いかがでしょうか。

青木監査事務局長 お答えします。

竹内委員の今のお話は、一般会計の話がちょっとご質問の中にありましたので、一般会
計のほうの話の説明もまたございますと思いますが、ご質問いただきましたので、お答え
させていただきますと、毎年、耶馬溪ダムの工業用水の利水の権利を維持するために、2
5年度は7千万円か8千万円、ちょっと正確な数字を今持ち合わせておりませんが、委
託料、維持管理負担金として支出させていただきます。それは一般会計上の中で、前、土
木のほうが支出をしているわけですが、毎年、予算で議会の議決をいただいでい
ます。私どもはその議決に従って的確にちゃんと支出されているかということ、そして、
それが、権利が保全されているかということが一応監査の視点で見させていただいており
ます。

今、竹内委員がおっしゃったように、全体としてどう考えるかということですが、
私どもとしては、毎年、予算書でそういう工業用水の維持管理をただすということは、
県北地域の将来の発展のための礎となるものをずっとそういう負担金を議決して支えてい
こうという議会の議決の認定のもとにされているということで、これまでも議決されてき
たものであるということで私どもは認識をしているところでございます。それに従って、
毎年、的確に維持負担金の割合も確認しておりますし、そういう中で国で負担をしている
ということで、監査としては問題ないという判断をさせていただいたところでござい
ます。

三浦（公）委員長 質問は再々質問までとなっておりますので、ご了解いただきたいと思
います。

それと、耶馬溪ダムにつきましては、土木建築部の所管でもありますので、そちらのほ
うで、また改めて聞いていただきたいと思います。

それでは、事前通告のあった委員の質疑は終わりました。

次に、事前通告をされていない委員で質疑をお受けいたしたいと思います。挙手いた
だきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、事前通告をされていない委員の質疑はありませんでしたの
で、次に、事前通告が1名の委員外議員から出されておりますので、事前通告のあった委
員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 どうもお疲れさまです。太陽光についての話がさっきございましたので、
私がちょっと角度を変えて聞きたいのは、太陽光発電で企業局として工事のノウハウだ
とか、または発電する場合のいろんな能力、こういうふうにするにすればいいんじゃないかとい
うふうなノウハウ等を蓄積はされていると思うんですけども、そういうふうな発電等に対
するノウハウについて、業界でそういう意見交換をすとか、こうすればもっと発電量が
伸びるんじゃないかとか、そういうふうな意見交換というのはしているのかな。せっかく

そのノウハウがあるわけですからね、それが1つ。

もう1個、工業用水道関係の25年度決算の給水実績の中を見てみると、3社で大体6,400隻で12万立方メートル、企業が船に転売をしているんですね。それも大体第1種と2種だから、8.8円から17円とか、そういうふうな料金体系で工業用水に入ったのが、来航、外航船舶に182円とか203円で転売をされているわけですね。こういうふうに転売した場合、企業局として、そういう実績に合わせて賦課料金等々の徴収というのはこれまで考えたことがあるのか、またはこういうふうな賦課料金を徴するという点についてはどうなのかという2点をお伺いいたします。

池崎工務課長 1点目について回答をさせていただきます。

松岡太陽光の運用開始、そして、それに伴うノウハウを持っている、それについて何らかの意見交換等があるのではないかと、そういうご質問だったと思います。

私も、昨年、太陽光発電所をつくる上での運用開始までに至るノウハウという部分がやはり蓄積されておりますから、その分については、各関係市町村といいますか、大分県内の市町村等、そういった問い合わせに対しまして、商工労働部と連携をいたしまして丁寧に対応しながら、持っているノウハウはちゃんと連携をしてきたつもりでございます。

ただ、運営のノウハウにつきましては、現在約1年で、今蓄積しているところでございまして、定期点検ということもすぐに実施をする予定でございますけれども、そういった点検を通じて、また、維持管理のノウハウにつきましては、今後、蓄積していった意見交換等ができればというふうに考えております。

以上でございます。

有瀬総務課長 船舶給水のことでございますが、船舶給水は工業用水のユーザー企業さんが工業生産を行うために必要な原材料とか製品等の移送に使用される船舶等に対して、船の洗浄水とか、バラスト水とか、飲料水等に使用する目的で給水するものでございます。これにつきましては、国とか経済産業省のほうは工場に管理する敷地内の専用岸壁での給水や自己所有以外の船舶への有償譲渡につきましては、規定に基づきまして承認いたしているところでございます。

現在行われております船舶給水については、用途が工業用水として認められておりまして、規定に基づく承認も受けていることですから、今現在、企業さんからいただいております料金に加えまして、さらに二重に賦課料金等を徴収するという必要はないというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員外議員 では、1つだけ確認です。

船舶に給水している場合、180円と200円について、この料金の設定というのは企業が独自にやっていると。県はそれに対しては一切入っていないと。その料金決定の状況というのは、県としてはつかんでおりますか。最後に1つだけ聞かせてください。

有瀬総務課長 承認のときに企業さんのほうからそういった内訳を出していただいて、それに基づいて、それを見せてもらって、それを承認いたしておるところでございます。

三浦（公）委員長 発言通告のなかった委員から手が挙がりましたので、これを許可したいと思います。

小野委員 時間もあるようですから1点だけですね、先ほどからの報告で、両事業ともお

おむね健全経営という報告もありましたし、その間の努力については敬意を表したいと思
います。

ただ、10年前や20年前と比べると、機械化による合理化等も大きく前進をしていま
すし、従業員、職員の数そのものが大きく減ってきていると思うので、そういう意味で、
人件費の削減という立場から、数字で職員の数がどのように減ってきたとか、あるいは人
件費比率がどう変わってきたかとか、そういうのをちょっと数字で示していただくとあ
りがたいんですけれども。

三浦（公）委員長 それでは、答弁を求めますが、もし資料が必要であれば、また後ほど
ということでも結構です。

有瀬総務課長 お答えいたします。

平成十六、七年ぐらいですか、行財政改革という官から民へという状況の中で、各県、
県によっては発電施設を民間に譲渡したり、職員を減らしたり、こういった公営企業をや
めようじゃないかというところもありましたけれども、大分県といたしましては、電気事
業については経営が順調にできるのであれば引き続き持ち合わせていこうと。工業用水に
ついても、これは公営施設で持つべきものという形で、現在、引き続き企業局のほうで、
大分県のほうでこの2つの事業を行っているところでございます。

人件費につきましては、当時の行財政改革のうねりで職員を減らすという第三者委員会
からの提言もございまして、かなり人数を減らしたわけですが、施設のほうの集
中化という形で、以前はそれぞれの発電所に人を配置したりしていたわけなんです
が、今は集中管理を行って、無人化で遠隔操作をして人員の合理化を行って、今現在の105人
という人数に少なくなっているところでございます。

今後につきましても、収入と先ほどの電力システム改革とか、いろんな非常に困難な条
件も考えられますので、最低限の人の数は確保しながら、安全・安心、施設の老朽化等も
ありますので、最低限の人数で持続可能な経営のために頑張っていきたいというふう
に考えているところでございます。

人件費の率がどのように下がっているかということについては、ちょっと今、資料を持
ち合わせておりませんので、また後日連絡させていただきたいと思ます。

三浦（公）委員長 執行部、済みません、今、資料があるのであれば大まかに言って、後
ほど詳細な資料については配付させていただきたいと思ます。

有瀬総務課長 電気事業の人件費の割合だけ今ちょっと説明させていただきます。

人件費の割合が、いろいろ県によって施設の条件が違うんですけれども、今、人件費の
率が19.4%というふうになっております。これがこれまでの年度でどういうふうにな
がっていったかというのは、ちょっとまた別途説明させていただきたいと思ます。

小野委員 もう1つ気になるのが、プロパー職員と、それから、知事部局からの派遣とい
いますか、ここら辺の割合というのはどういう推移になってきているか、お願いします。

三浦（公）委員長 執行部、答弁大丈夫ですか。それでは、執行部、詳細な資料が必要で
しょうから……。

有瀬総務課長 お答えいたします。

今現在、企業局の職員数は105人でございまして、事務が15人、土木からの交流職
員が27人でございます。それから、プロパーの職員のうち、電気職が55人、機械職が

8人となっております。

以上でございます。

三浦（公）委員長 再々質問までということでもありますので、これでご了解いただきたいと思いますが、人件費等の推移ですから、また後ほど資料で配付いただきたいと思います。

それでは他にご質疑もないようですので、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

なお、これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りいただきたいと思います。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

三浦（公）委員長 これより決算審査報告について、内部協議に入ります。

先ほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等の取りまとめについて、協議をしたいと思います。

ご意見、ご要望がありましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、意見がないようですので、審査報告の取りまとめにつきましては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任を願います。

なお、委員長から要望です。一括質問となっておりますので、極力、一番最初の質問のときに一括して質問は述べていただきたいので、ご了解いただきたいと思います。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

11時37分休憩

13時 3分再開

三浦（公）委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔、明瞭に願います。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

坂田病院局長 病院局長の坂田でございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから病院事業の運営に関しまして、ご理解とご支援を賜り、お礼を申し上げます。

本日は、病院事業に係る決算についてご審議いただきますが、何とぞよろしく願いいたします。

それでは決算の説明に移ります。

平成24年度決算特別委員会の審査意見に対する措置結果につきまして、報告いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをごらんください。

中ほどのやや下になります⑩の内容について、適時適切な処理を講じるようにと意見をいただいております。

これに対する措置結果の主な内容について、説明いたします。

2ページをお開きください。

一層の経営基盤の強化による県民医療の基幹病院としての役割を果たすため、第二期大分県病院事業中期事業計画に基づく病院改革を推進しております。

まず、医療機能につきましては、基本的な診療機能と高度・専門的な診察機能をあわせ持つ総合的な病院としての機能を充実していきます。

審査意見にありましてとおり高度・専門医療としまして、最新の放射線治療機器を平成25年5月に更新し、がん診療の充実を図りました。

また、ヘリポート用エレベーターを平成25年6月に整備し、救急患者の安全な搬送と搬送業務負担の軽減を図ったところであります。さらに、当院が被災した場合でも患者データの消失が防げるよう、医療機関災害対策用バックアップシステムを導入したところであります。

次に、環境整備についてですが、患者ニーズが多種多様化し、患者が病院を選ぶ時代となっております。また、職員にとっても働きやすい環境であることが重要であることから、さまざまな環境の整備に取り組んでいます。

特に医療サービスでは、安定的な7対1看護体制の確保を図るため、平成25年度の看護師採用試験では、経験者枠を設けまして、通常は年2回のところを計5回の試験を実施して採用を行いました。加えまして、看護師の負担軽減のための看護助手の採用を行うなど、引き続き質の高い安全な看護体制の充実に努めていきます。

患者サービスでは、患者満足度の向上を図るため、患者からの意見やアンケートの結果等を踏まえて、平成25年度に電動ベッドを50台導入し、病床の古いベッドマットを更新するなどを行っています。

資料の3ページに移ります。

施設・設備では、病院機能を維持していくための大規模改修工事の計画を進めています。

経営につきましては、今申し上げたような、必要な投資をして医療の質を向上させる取り組みと同時に、収支改善対策に取り組み、経営の健全化を図っています。

収益では、県立病院は二次救急医療・三次救急医療を受け持つ県民医療の基幹病院として地域の医療機関と連携を深め、短い在院日数で、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、高い診療報酬を得ることが可能となりました。

また、看護師や看護助手の採用によりまして、総合周産期新生児特定集中治療室の管理料及び急性期看護補助体制加算が取得できるようになりました。

費用では、給与費に次いで多い薬品費については、薬事委員会で品目の審議を行い適正な薬品の管理を目指すとともに、後発薬品の導入により費用の削減を図ってきました。

委託料では、診療材料の調達業務と物品管理業務の一括発注やさまざまな業務の長期継続契約の締結などにより、低減に努めています。

これらの取り組みを通じまして、医療の質の向上と経営の健全化の両立を図りながら、経営基盤の強化に努めております。

なお、医業未収金についてでございますが、後ほど、平成25年度決算のところで、ご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

以上で、平成24年度決算特別委員会の審査意見に対する措置結果の説明を終わります。

次に、5ページをお開き願います。

県病院事業は、18年度に地方公営企業法の全部適用に移行し、18年度から4年間の第一期中期事業計画により病院経営に取り組みました。経営改善は順調に進みまして、県立病院は、19年度に単年度収支が黒字化し、県立病院単独では以後黒字経営を続けてい

ます。

25年度は、医業収益の増、退職金や給与等の経費の減などによりまして、事業全体としては4億2,700万円の黒字となりました。

下に、繰入金の推移を記載しております。

17年度に繰り入れルールの見直しを行い、18年度以降順次削減しており、今後も抑制に努めてまいります。

以上で、病院局決算状況の概要について終了いたします。

詳細につきましては、このあと次長兼県立病院事務局長からご説明申し上げます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、県立病院の組織及び事業概要について、お手元に配付しておりますこちらの病院の概況でご説明いたします。

1ページから2ページにつきましては、病院の沿革を記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。

病院の組織機構についてご説明いたします。

まず、診療部門についてですが、循環器内科部から地域医療部まで24科部ありますほかに、図の下のほうに記しております、がんセンター及び総合周産期母子医療センターに合計で16科部あります。

また、中ほどの中央診療部門には放射線科部からリハビリテーション科部まで8部、その下、医療技術部門に薬剤部から栄養管理部まで4部とMEセンター、さらに、最も職員数の多い看護部が、外来、手術室、各病棟等16の部署に配属されております。

なお、事務部門は総務経営課ほか3課体制で事務局を構成しております。

次に、職員数について、ご説明いたします。

資料6ページをお開きください。

職員の状況といたしまして、年度初めの4月1日現在の職員数を記載しております。

1番上の医師が151名のほか医療技術職、看護師、事務職等、合計952名が当院の職員総数でありまして、7ページ以降に各部署での職員配置を掲載いたしております。

次に、施設の主なものにつきましてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

病院本館につきましては、鉄筋コンクリートの地下1階、地上10階建てで、屋上にヘリポートを備えております。

本館の1階は主として外来部門、2階は外来部門のほかに手術室、ICU、検査室等、3階は事務室、医局などの管理部門、4階から8階が病棟で、救命救急センターは本館4階にございます。

また、周産期センターは、1階が外来部門、2階が産科病棟、3階が新生児病棟でございます。資料では16ページから20ページに図面を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、23ページをお開きください。

当病院の許可病床は、578床でございますが、病棟再編を行い、現在の稼働病床は括弧書きにありますように、感染症病床も含め、521床で稼働しております。

内訳はすぐ下の(2)の表に記載しております。

下段、(3)の入院患者延数、病床利用率、平均在院日数の欄をごらんください。表の1番下の行が平成25年度の数値でございますが、入院患者延数は、15万248人、一般病床利用率は80.9%、平均在院日数は12.4日となっております。

続いて、24ページに移りまして、ページ中ほどの(5)外来患者延数、1日平均診療人員の欄をごらんください。

25年度の外来患者数は、20万6,920人。1日の平均診療人員は848人となっております。

このほか、25ページ以降には、手術件数等各種の業務実績を掲載しております。また、28、29ページには地域別の患者数を掲載しておりますが、色の濃くなっている部分でおわかりのように、地元大分市のほかに県南、豊肥地区からの患者が多いということがうかがえます。

それでは次に、平成25年度の決算について、ご説明いたします。

先ほどの決算特別委員会資料の6ページをお願いいたします。

3の決算状況報告について、ご説明いたします。

まず(1)の決算報告書の収益的収入及び支出についてです。

収入の部の決算額は、右から3番目の欄にありますように、第1項医業収益は、128億2,248万5,258円です。

第2項医業外収益は、10億614万3,159円。これは一般会計からの繰入金と補助金等でございます。

第3項特別利益27万9,479円は、過年度損益修正益でございます。

以上、合計しました病院事業収益の決算額は1番上の行で138億2,890万7,896円となっております。

その左の予算額の合計欄135億6,885万1千円に対して、決算額の増減は2億6,005万6,896円の増というふうになっております。

次に、支出についてです。右から4番目の決算額の欄をごらんください。第1項医業費用は131億614万5,917円です。

第2項医業外費用2億7,004万598円は、三重病院分を含めた企業債の支払い利息等でございます。

第3項特別損失95万6,444円は、過年度損益修正損です。

以上、合わせまして病院事業費用の決算額は、133億7,714万2,959円となっております。

その左の予算額の合計135億3,254万円に対し、1億5,539万7,041円の不用額が生じております。

次に、7ページをお願いいたします。

(2)の決算報告書の資本的収入及び支出の状況でございます。

まず収入の部です。

決算額は、右から3番目の欄にありますように、第1項企業債は1億9,900万円で、これは、医療機器購入に伴う企業債の借り入れでございます。

第2項負担金は7億9,907万8千円で、これは企業債の元金償還に係る負担金を県から受け入れたものでございます。

第3項補助金は3,092万8千円で、これは、屋上エレベーター設置工事の整備等に対して補助されたものでございます。

第4項寄附金は1,300万円で、これは、小児がん医療向上のために個人から寄附されたもので、寄附の主旨に沿うよう、小児病棟の家族控室の改修等に使用させていただきました。

以上、合わせまして資本的収入は10億4,200万6千円となっておりまして、予算額10億4,378万2千円に対し、177万6千円の減となっております。

次に、支出の部です。

決算額は、中ほどの右寄りに記載していますが、第1項建設改良費は5億1,850万8,764円で、手術室・集中治療室モニタリングシステムを初めとする医療機器の購入費及び屋上エレベーター設置工事等施設の改良費でございます。

第2項企業債償還金は13億6,787万2,859円で、これは三重病院を含めた病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還です。

以上、合わせまして資本的支出は18億8,638万1,623円となっておりまして、予算額19億1,074万3千円に対し、2,436万1,377円の不用額を生じています。

なお、収入額が支出額に対して不足する8億4,437万5,623円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

(3)の損益計算書について、ご説明いたします。

まず医業損益は、入院・外来収益などの1の医業収益、金額の真ん中の欄でございますが、128億1,458万951円に対して、給与費や材料費などの2の医業費用は、その下128億2,857万2,684円となっており、1番右の欄ですが、差し引き1,399万1,733円の医業損失となっております。

次に、医業外損益は、一般会計からの負担金の繰り入れなどの3の医業外収益、同じく金額の真ん中の欄10億157万8,698円に対して、企業債の支払い利息や繰り延べ勘定償却などの4の医業外費用は、その下5億5,983万5,956円となっておりまして、その右の欄、差し引き4億4,174万2,742円の利益となっております。

その結果、医業損益と医業外損益を合計した経常利益は4億2,775万1,009円となっております。

次に、特別利益ですが、過年度損益修正益の27万9,479円、その次の特別損失は、過年度損益修正損の95万6,444円で、差し引き67万6,965円の損失となっております。

以上、経常利益に特別損益を加算しました当年度純利益は4億2,707万4,044円となっておりまして、当年度未処理欠損金は、29億4,960万1,773円となっております。

なお、この損益計算書と6ページ、7ページの決算報告書の決算数値が異なりますのは、消費税に係る会計処理の違いから生じたものでございまして、決算報告書は消費税込み、損益計算書は消費税等抜きの数値となっていることからでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

(4) の剰余金計算書について、ご説明いたします。

まず資本金の部ですが、資本金の欄、自己資本金は前年度から変動なく11億3,701万9,441円です。借入資本金は企業債の発行により1億9,900万円の増、償還により13億6,787万2,859円の減で、差し引き残高は75億5,430万707円となっています。

次に、資本剰余金の部です。

資本剰余金をもって取得した資産のうち、平成25年度に廃棄を行った資産、合計で5,290万9,729円につきましては、議会の議決により処分を行ったところです。

資本剰余金の受け入れの主なものとしましては、地域医療再生施設整備事業補助金の受け入れが3,092万8千円となっております。また、他会計の負担金として、企業債の償還金及び医療機器の購入に充てるために受け入れた一般会計からの負担金の繰り入れが7億9,907万8千円となっております。

以上によりまして、資本剰余金合計は、合計欄の1番下ですが、134億1,770万5,073円となっております。

次に、欠損金の部ですが、前年度未処理欠損金が33億7,667万5,817円で、これに当年度の純利益が4億2,707万4,044円、これらを差し引いた当年度未処理欠損金は、1番下の欄になりますが29億4,960万1,773円となっております。

以上、資本金・剰余金を合算しました資本合計は、1番右ですが191億5,942万3,448円となっています。

以上で、決算内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

4の医業未収金の処理状況及びその対策について、ご説明いたします。

この10ページの表は、過年度分の医業未収金の処理状況の表となっております。

表の1番右の1番下、計の欄をごらんください。

平成26年8月末での個人未収金の額は1億7,273万1,052円となりました。

昨年の同時期を右に記載しておりますが1億7,487万9,162円でしたので、214万8,110円の減ということになっております。

これらの未収金の処理対策についてですが、申しわけありませんが4ページのほうに戻っていただきまして、未収金の処理対策としましては、発生の未然防止と早期回収の両面からの対策を講じてきております。

まず、発生防止策としましては、高額療養費制度や出産育児の直接支払制度を積極的に活用し、患者さんの窓口負担の軽減を図っております。

支払いの困難な患者さんとは支払い相談を行った上で、分納額や支払い方法を明記した納入誓約書を提出していただくなど、確実にお支払いをいただくよう努めているところであります。

回収策としましては、文書催告を初め、平日・休日の訪問徴収活動、夜間の電話催告を行うなど、一層の回収に努めているところであります。

また、悪質滞納者に対しましては、負担の公平性確保の観点から、法的措置をとることも含めて検討をしてきております。

なお、平成25年10月から過年度未収金の回収業務を弁護士法人へ委託することによ

りまして、一定の成果を得ており、今後とも適切な債権管理のもとに、医業未収金の削減に努めてまいります。

また、11ページに戻っていただきまして、未収額の原因別調書でございます。

平成26年8月末での未収金4,891件、1億7,273万1,052円について、これまでの催告状況、また訪問徴収等の情報から原因別に分析したものでございます。

現在、生活保護受給中の者や転居先不明の者を除き、1番下の欄外の右側に記載しておりますように、納入見込みのあるものとしましては、DとEの合計額で1億3,116万7,103円、率にして75.94%というふうに分析をしております。

次に、12ページが一般会計負担金等の状況、13ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、また、14ページは平成21年度から平成25年度までの比較損益計算書を記載しております。

以上で、25年度決算の説明を終わらせていただきます。

三浦（公）委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 それでは、平成25年度大分県病院事業会計決算に係る審査結果につきまして、監査委員を代表して、ご説明いたします。

お手元に配付の平成25年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の中の3審査の手続きをごらんください。

審査は、病院事業が本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているかという点に主眼を置き、決算書類は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているか等について、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて、慎重に審査いたしました。

次に、第2審査の結果についてであります。

病院事業会計の決算書類は、事業の経営成績及び財政状態ともに適正に表示されており、かつ、出納取扱金融機関の預金残高証明書にも合致し、正確であると認められました。

大分県病院事業会計の審査の内容及び意見につきましては、3ページから7ページにかけて事業の概要について、8ページ及び9ページに予算及び決算の状況について、10ページ及び11ページに経営成績について、12ページから14ページにかけて財政状態について、それぞれ記載しておりますが、これらについての説明は、割愛させていただきます。

15ページをお開きください。審査意見についてです。

まず、1の経営成績及び財政状態ですが、平成25年度における病院事業の経営成績は、総収益138億1,643万9,128円に対し、総費用は133億8,936万5,084円で、差し引き4億2,707万4,044円の純利益が生じており、前年度に比べ1億5,089万5,302円増加しております。

これは、医業収益は増加したものの、医業外収益が減少したために総収益は減少し、さらにこれを上回って総費用が減少したことによるものです。

次に、財政状態についてですが、流動比率は575.8%、自己資本構成比率は57.1%となっております、前年度に比べ、いずれも上昇しております。

以上により、大分県病院事業は、着実に純利益を計上し、財務の健全性も向上しており、

経営改善の取り組みの成果が現れていると考えられます。

次に、2の総合意見としましては、大分県病院事業は、第二期中期事業計画に基づき、医療機能の充実を図るとともに看護体制の充実や経営指標を活用した職員の意識改革などを実践し、3期連続となる単年度黒字を達成しております。

しかしながら、累積欠損金が依然として多額である中、大規模改修工事や高度・専門医療のさらなる機能強化に向けて資金の確保が重要であり、一層の経営安定化を図っていく必要があります。

一方、国は今後医療機関の機能分化を推進するとしており、これに連動した新制度導入などの動きが認められることから、こうした環境の変化に柔軟かつ適確に対応することが求められます。

加えて、医師・看護師不足、個人負担分の医業未収金などの足元の課題にも取り組んでいかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、本年度が最終年度となる第二期中期事業計画を確実に実施するとともに、効果的・戦略的な次期計画を策定し実行に移していくことにより、県民医療の基幹病院として持続可能な経営基盤の確立に努められるよう、要請をいたしました。

以上で、大分県病院事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

三浦（公）委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔、明瞭に答弁を願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

平岩委員 財政状況と、それから医師不足、看護師不足について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

昨年の未処理欠損金は約29億5千万円、一昨年約33億8千万円より減らしていらっしゃいます。しかし、個人負担金は2億5,303万1,181円と、依然として高い状況だと思います。

先ほど回収計画について、弁護士法人も入れてやっていくんだというようなことも言われましたが、その部分は理解できるとして、この中に無保険の方がどのくらいいらっしゃるのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、県立病院の看護師不足、また、医師は足りているのかということについても、もう一度お知らせください。

後藤医事・相談課長 まず、無保険者の数についてのお尋ねでございます。

3月末時点の未収金額の中には、4月以降納入予定の3月分の入院費等が含まれておりますことから、そういったものの納入が終わりまして、実質的な、いわゆる滞納分として整理した8月末時点の未収金残高を、毎年度、決算特別委員会でご報告させていただいております。先ほどの決算特別委員会資料の10ページがそれでございます。

25年度に新たに発生いたしました未収金は、この表の1番右の欄の1番上にございますように、約1,922万7千円となっております。これは、患者さん238人分ござ

いますけれども、このうち、無保険者は50人で、その未収額は約570万円となっております。

24年度は、無保険者は47人で、その未収額は約222万円、23年度は、無保険者は32人で、その未収額は約485万円となっております。このように経済的困窮等に伴う無保険者の受診が未収金発生の大きな要因の1つというふうに考えております。

以上でございます。

三浦（公）委員長 あと、県立病院の看護師不足の状況、医師の充足率です。

坂田病院局長 看護師不足と医師不足に関しまして、2点お答えいたします。

看護師不足に関しましては、一言で申しますと、現在は充足しております。ただ、7対1体制をとるということであります。7対1というのは、患者7人に対して、1人の看護師を配置するというところでございますけれども、それに補足事項がございますして、1人の看護師当たり夜勤が72時間以内ということになります。となりますと、単に数で7対1体制以上に制約が大きくなります。

年の初めになりますと、前年度、新規で採用する看護師でございますので、看護師の数が一番ふえている状態です。それから、だんだん1年間経過してきますと、離職者もおりますし、産育休で離れる方も出てきます。産育休から回復された看護師もいるわけでございますけれども、その中には、夜勤は無理だということを言われる方も結構おられますので、そういう方は夜勤をさせられないので、ほかの看護師に負担がかかってきます。その分、余計、人を雇わなきゃならないような状況も出てまいります。

以前は、年に2回の採用でございましたけれども、ある程度予想をして年初に看護師を雇っているわけですが、現実的にはそれ以上に産育休がふえたり、やめていかれる方が多くて苦勞したこともございます。

年5回に採用枠を設けまして、そうすることによって、割と細かいところで対処できるということで、現時点では看護師は充足しているというふうに考えております。

医師不足に関してでございますけれども、全国的に医師の不足している部分はございます。救急医です。それから、麻酔科医というのは、もう絶対的な、全国的に不足している部門でございますので、大分県内でもほとんどおりません。

院内で約150人の医師を採用しているわけですが、そのうち30人強が初期研修医でございます。残りが後期及び嘱託医、それから、職員含めまして、120人弱が医師として働いておりますけれども、各診療科に分けますと、1人体制のところもございます。特に、診療科ごとに申しますと、小児科、婦人科は、毎日誰か1人当直体制をとっております。それを6人で体制を維持するような状況がございますと、月に6、7回、もしくは8回当直をしなきゃならないというのは、かなりの負担が大きいところでございます。そういうところは欲しいんですけれども、現実的に供給できない状況がございますし、それから、腎臓内科は透析をしております。そこに医師は1人しかおりません。定期的に透析をする患者さんは必ずおりますので、となりますと、彼が休める日は日曜日だけで、月曜日から土曜日まで働いています。年末年始もほぼ1日か、そこらしか休まないような状況がございます。そこも人は欲しいんですけれども、おりません。アルバイト等では採用しておりますけれども、彼の負担はそんなにはとれていない状況でございます。

それから、病院の方向性、政策と申しますか、病院の収益を上げるためにどうするかと

申しますと、手術をふやすことになります。そしたら、麻酔科医は今6名おるわけですが、1人は専属でICU専任になっております。残りの5人が麻酔をかけていくわけですが、5人で麻酔をかけるには、大体全身麻酔が1人当たり300件から500件ぐらいかけるような状況でございます。5人おりますと、全身麻酔が年間で仮に500件としますと2,500件、ほかの局所麻酔とか腰椎麻酔とかのやつを全部含めると、そんなにはふえてきません。どうしても4,500件とか5千件近くまで手術数をふやすとなれば、麻酔科医が必要になります。その麻酔科医が供給できる状況が今はない。はっきり申したら、診療科によって医師不足は生じておりますし、やや不足しているところもございます。

以上でございます。

平岩委員 8年前の地方公営企業法の全部適用から県病がかなり頑張って収益を上げているということは、もうみんな認識しているところなんですけれども、先ほど言われました看護師が充足しているというところが私の認識の違いでしたので、ありがとうございました。

ただ、離職の方も多いいということですが、その離職の原因はどこにあるのかということが、もしおわかりになればということと、私たち、決算に臨む前に会派で学習会をしたり、意見交換したりするんですけれども、そのときにふと出てきたのが、民間の病院だと、入院するときに2人は保証人をつけるだとか、お金を払わない、診療費を払わないと、入院費を払わないと退院させてくれないんだみたいな話が出てきたんですけど、基幹病院としての県病としては、そういうことは難しいんだと思いますけれども、そういうふうなことも出てきましたので、もしお考えがあれば、お伝えください。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 県病の離職の状況でございますが、昨年の実績では、自己都合離職者は12名でございます。理由としましては、やはり結婚とか、主人の転勤とかというものが多くなっております。

定年退職も含めて離職率は4.68%となっております。日本看護協会が調査をしております離職率は10%程度いっていますので、全国平均よりは非常に少ない離職率というふうになっております。

三浦（公）委員長 続きまして、どうしますか、民間病院の回収法に倣って未収金対策をするというような話ですが。

坂田病院局長 ちょっと難しい質問だと思いますけど、やはり県立病院は県民の病院でございますので、県内で仮に収入がない、お金を持っていない方とかおられたとしても、一応採算は度外視して受け入れざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

平岩委員 全部適用に入る前の論議がまさにそこだったんですね。県立病院がどんなに赤字でも、やっぱり県民の命を救うというところでは、ある程度の犠牲は仕方がないんじゃないかという意見が随分ありまして、そういうふうに思いました。

それから、私1点だけ、実際県病で働いている看護師さんにお会いをして、ちょっと「実情どうですか」というふうにお聞きしたんですよ。そしたら、いつも人員不足だと感じるって、それが夜勤の人数がなかなかふやせないというようなことを言われていました。それから、忙しくて、休憩時間はあるんだけど、とれないんじゃないかと、とても短いというふうにも言われていましたし、年休はほとんどとれないというようなことも言われ

ていました。

それから、日勤の深夜入りがとてもきついんだって。それで、定時に帰れないために睡眠不足になるというふうなことも言われていました。働くということは厳しいことだなあと思いましたが、ヒヤリ・ハットというようなことが起こってはいけないと思いますので、ぜひ働く人たちの労働安全衛生の面からも、これからもご尽力いただきたいと要望して終わらせていただきます。

守永委員 2点ほどあるんですけど、まず1つ、建設改良事業についてなんですが、決算書の1ページの概要の総括事項として、施設設備の整備状況で、屋上エレベーターの設置工事について触れられていますけれども、この屋上エレベーターの整備によって、ヘリポートから患者の受け入れ時の安全確保、そういったものを図るというふうなことの工事だったと思うんですが、それが十分な体制が整ったというふうなことに思っているのか、その利用の状況も教えていただきたいと思います。

また、今後、そのヘリポートからの患者の搬入、搬出の際に、これ以上改善すべき点というのがないのかどうか、それも教えていただければと思います。

それともう1点が、人材確保育成に関してなんですけれども、研究研修費の活用状況なんです。決算書の18ページに研究研修費として、約5,700万円支出されているんですけれども、この人材の確保、育成の観点から見たときに、この研究研修費の活用というのは重要だろうと思っていますが、具体的にどのような扱い方をされているのか。

また、高度な研修を企画する上で、今回のこの決算額で十分な企画が組めているのかどうか、そういった状況を教えていただきたいと思います。

秋吉会計管理課長 屋上エレベーターの整備について、お答えいたします。

本工事は、大分大学医学部附属病院の平成24年10月からのドクターヘリの運航開始により、ヘリポートの利用の増大が見込まれることから、救急患者の安全な搬送のため、10階から屋上ヘリポートまでの専用エレベーター及びスロープを新たに整備したものでございます。

なお、ヘリポートの利用状況につきましては、昨年度は65件で、平成24年度の18件から大幅に増加しているところです。

このエレベーターを設置して、1年3カ月程度経過しておりますが、従前の職員による階段搬送に比べて格段に安全性が向上しており、また、10階からは既設のエレベーターにより救急室などに搬送できますので、安全面での支障は生じていないところでございます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 2点目の研修費の活用状況と金額の妥当性というところのご質問についてです。

人材育成、研さんのために毎年度の予算にこの研究研修費を確保しております。

具体的な主な使用状況につきましては、まず一番大きいのが学会や各種研修会への参加経費で約3,800万円、率にして67%でございます。続いて多いのが共同利用する図書室での文献の購入の経費で1,300万円、23%という、この2つでほとんどの状況でございますけれども、このように各診療科、各部におきまして、学会等に参加して、最新の医学的知見の修得、情報収集によりまして、各人の専門領域の研さんに努めているということでございます。

このほか、院内の全部署を対象としまして、業務改善のための研修会、いわゆるTQM活動とか、関係職員を対象とした緩和ケア研修のほか、専門領域の研修会等につきましても、この研修費を活用して行っております。

また、病院運営に必要な資格を取得するために、例えば、がん薬物療法の認定薬剤師とか、慢性心不全認定看護師、新生児集中ケア認定の看護師の資格取得のために長期の研修が必要になることがございますが、その長期の研修の経費につきましても、充当をしております。

金額ということでございますけれども、予算額につきましては、同レベルの自治体病院の中では、同じレベルにあるというところでございます。

以上でございます。

守永委員 状況はよくわかりました。

研修等で、研修は受けたいんだけど、先ほど平岩委員からの質問にもありましたように、忙しくてなかなかそういう時間がないとか、そういうふうなことがないように、やはり体制整備も含めて、そこで働く看護師、また医師の方々が十分研さんできるような体制と予算の確保をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

竹内委員 お願いします。通告以外のものも含めまして、2つお尋ねをいたします。

まず薬品についてですが、処方は今、院外処方と院内処方、どちらを、もう院外処方が100%でしょうか、どうでしょうかということをお聞きします。

それで、薬品の購入の際に3月以前ですと、消費税が含まれません。4月以降請求をするときは消費税が含まれるようになるのだと思いますが、その点は、会計上どのようにあらわれておりますかということが1つ。

それから、2つ目は、後発医薬品について処方ではどのくらいの割合で病院ではしてまいりますでしょうか、外来、入院を含めまして、ご回答をお願いします。

今後、消費税の10%への引き上げもありますと、購入時と使用時の税が変わってまいります。そのときにどのように対処していく方針かということも2つ目にお尋ねします。

それから、次に、私も会派のほうで、夜勤の研修をさせていただきました。その中で、看護助手の採用が少し頼りにされているというふうに、医師のほうは頼りにしている。しかし、看護師のほうでは、もう少しレベルアップをしてもらいたいと、少し意見のずれがあるやに聞きました。その辺をどのように把握して、看護助手を今後病院としてどのように採用して働いてもらうかの方針をお聞かせください。それが2つ目です。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 まず1点目が院外処方の率の質問だったかと思いません。

院外処方を原則としております。25年度の院外処方の率としましては、92%から94%台までで月別には推移をしているという状況でございます。

原則もう院外処方ということ。後発医薬品の使用につきましても、医師の署名がなければ、原則患者のほうで後発医薬品のほうも調剤のほうで可能という状況になっております。

2点目がちょっと。

では、最後のほうから済みません。

看護助手、この前視察をいただきまして、看護助手の現場とのずれということの質問だ

ったかと思えます。看護助手の採用につきましては、資格が要らない方で、看護師の少しでも支援になるということで、看護助手を採用しております。今、一般病棟に32名の採用をして配置をしているという状況でございます。それにつきましては、やはり資格のない方を公募してやっておりますので、やはり院内の中で育てていっているんですけども、やっぱりその辺の個人差があって、レベルが統一でないというところが少しの問題かとは思いますが、一般公募の中で育てていくというところも必要などころではないかと思えますので、育てていくというところしか、今できないのかなというふうに考えております。

秋吉会計管理課長 2項目お答えいたします。

まず、後発医薬品の購入割合でございますが、注射薬、内服薬、外用薬のうちの379品目、品目ベースで20.55%導入しております。

なお、別途数量を基準に算定した数量ベースでは、54.1%という数字が出ております。

それから、決算上の消費税ということで申し上げますと、25年度決算、消費税5%でございますが、これは費用のほうに消費税の5%をのせた単価で購入しております。

この分につきましては、収益のほうで消費税を見込んだ形で償還価格が設定されております。26年度に関しては、消費税が8%ですので、消費税8%をのせた価格で購入いたしますが、これも国のほうの仕組みで償還価格について、この消費税の3%アップ分を見込んだ形で設定しておりますので、そういう意味では、消費税の分の費用と収益がイコールになっているという形でございます。

竹内委員 まず、処方仕組は、患者さんが決めるというのではなく、患者さんの意見も聞きますが、医師が処方したとおりに後発医薬品かオリジナルかが決まるわけです。だから、やはり病院の方針とか医師の方針も反映されるわけです。それで後発医薬品の割合というのをどのように今、病院のほうで把握しておられるかということをお聞きしたかったのが1つです。

それから、消費税につきましてお聞きしたいのは、購入時では5%であったのが、使用時には8%になるわけですから、その3%分が高くなるというふうに考えたんですけど、そういうことではなく、総額なので問題ないということでしょうか。それはわかりました。

それから、看護助手につきましては、お話を聞きましたときに、やはりどんな方をどのように採用するのかが、無資格なだけに大変配慮が要ると思えますし、また、病棟に配置されました場合に、看護師さんと医師の期待が違っていると、看護助手さんが不便であり、また、治療を受ける患者さんにそれは反映していくわけですので、ぜひ、どのような方向なのかを新しい人員でもありますし、もう少し検討を要するのではないかと考えています。

以上です。

三浦（公）委員長 竹内委員、確認ですが、後発医薬品については、かなり病院の意向が強いから病院の方針はどういうふうになっているのかというのがありましたけれども、それについては答弁を求めるといことでよろしゅうございますかね。

秋吉会計管理課長 後発医薬品を採用するに当たっては、大分県立病院後発医薬品採用に関する要綱というのを持っております。この要綱に従いまして、切りかえ可能なものが

あれば、品質、安全性、副作用等の情報提供、安定供給、薬価等の経済性から総合的に判断して採用しております。

後発医薬品につきましては、患者さんの費用負担軽減、それから、公的負担の軽減、また、病院経営に向けてのコストの面でもプラスという観点から、今後とも積極的な導入に努めてまいりたいと思います。

以上です。

三浦（公）委員長 以上で事前通告があった委員の質疑を終わりました。

次に事前通告されていない委員で質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、次に移ります。

事前通告が1名の委員外議員から出されておりますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 資料の見方ですね、ちょっと単純な質問で申しわけないんですけど、この概況の職員の状況、6ページ、臨時職員と非常勤職員、合計で314人ですよね、これは。こちらの審査意見書のほうの3ページを見ると、職員の状況で、臨時及び嘱託職員は283名というふうになっているんですね。合計も917名と、こちらが952名とで、ちょっと数字が違うんですけども、この状況はどういうことなのかというのを1つ聞きたい。

もう1つは、これは概況の6ページの中で、臨時とか非常勤職員さんで、例えば、薬剤師でいうと9名おられますね。この9名の方々の勤務の状況というのがどうなのかなということと、薬剤師とか看護師さんだとか、こういう方々というのは非常に高度な技術を求められるわけですけども、こういう方々が臨時じゃなくて、正規に転用するというか、そういうふうな制度というのも県病の中では設けているのかなというふうに思いますので、その点を教えていただきたいと思います。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 まず資料のほうでございますけれども、こちらの職員の状況、病院の概況のほうの6ページにつきましては、26年の4月1日の状況でございます。審査意見書のほうの人数283人につきましては、年度末での数字でございます。

それと薬剤師の今の非常勤職員の状況ということでございますけれども、専門の特殊な技術を持った、資格を持った方でなかなか採用の難しい中で9名を臨時と非常勤嘱託で採用できております。他の病院では非常に難しいという状況の中で、獲得ができていますけれども、業務としては、院内での一般調剤を中心にやっていただいて、職員はいろいろな展開のできる病棟の指導とか、今、チーム医療で薬剤師もチームの中に入って、いろいろな患者さんに薬剤の指導をしておりますけど、そういった方向での活躍をしていただいているということで、貴重な人材につきましては、一番地道な調剤業務を今行っているというところでございます。

薬剤師につきましては、本年度正規を2名ふやしておりますけれども、今後も診療報酬の状況と指導料等の診療報酬の状況等もございまして、その辺の経営の面を含めて、正規の採用につきましては、検討していかなきゃならないというふうに考えております。

坂田病院局長 薬剤師は今、業務量が非常に拡大してきていまして、専門薬剤師とか資格を持った薬剤師も出てきております。議員ご指摘のように、正規化したいというのが本音

でございますけれども、ほかに医師も看護師も、それから、いろんな業務が非常勤のままになっているケースがあって、どうしても定数の枠がございますので、できる範囲は非常に限られているというふうに思います。その枠の中でできるだけ正規化するように努めていきたいと考えております。

堤委員外議員 職員の数、年度末というか、26年3月末ですよ。26年4月1日の数字と3月31日の数字、1日しか違わないんだけど、この差というのはどういうことなんだろうかというのが、ちょっと気にかかったところです。

それともう1個、本当に現場の安全、安心を預かる方々に全幅の信頼をして患者さんというのはおられるわけですから、確かに定数の問題等あると思いますけれども、正規化については、ぜひ本当に県予算も含めていろいろ定数枠の拡大とか、そういうこともぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

その年度末と4月1日の違いだけをちょっと教えてください。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 年度初めのほうが、ちょっと多くなっていますけれども、この中に看護師を新採用する場合に、まだ4月1日では免許がないために1カ月だけ臨時職員という扱いになりますので、その辺の差がございます。

三浦（公）委員長 以上で質疑が終わりました。

ほかにあればお受けしますが、よろしゅうございますね。

〔「はい」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔病院局、委員外議員退出〕

三浦（公）委員長 それでは、委員の皆さんには、これより決算審査報告について、内部協議を行いたいと思います。

先ほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等のとりまとめについて、協議をいたします。

ご意見、ご要望がありましたら、どうぞ発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは委員長一任とので、審査報告の取りまとめにつきましては、本日の審査における質疑を踏まえまして、委員長に一任願います。

以上で病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔会計管理局入室〕

三浦（公）委員長 まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

阿部会計管理者兼会計管理局長 本日から、平成25年度の一般会計及び特別会計の決算

について、審査をいただきますが、それに先立ちまして、私のほうから全体の概要について、ご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

お手元の資料の右上に資料1とあります大分県歳入歳出決算概要により、ご説明いたします。

1ページの決算総括表をお願いいたします。

まず、上から2段目の一般会計でございますが、決算額は、左から3列目の歳入総額(A)が6,117億6,157万6,004円、その1つ右の歳出総額(B)が5,965億7,909万2,723円となっております。

この歳入総額から歳出総額を差し引いた額が、いわゆる形式収支ですが、次のページの(C)欄にありますように、151億8,248万3,281円となっております。この中には平成26年度へ繰り越した事業の財源の一部が含まれておりますので、その2つ右の繰越財源額(D)の127億2,764万4,019円を控除したものが、1番右の実質収支額24億5,483万9,262円が24年度決算の純剰余金となります。

ここで、一般会計決算の推移についてご説明いたします。最後の15ページから16ページをお開き願います。

このグラフは、平成21年度から25年度までの5年間の一般会計の決算規模の推移を比較したものです。まず、左の①のグラフですが、白い棒が歳入、黒い棒が歳出をあらわしています。1番右が平成25年度で、歳入は、先ほどご説明しました6,117億6,100万円で、その左横に小さく記載していますように、前年度に比べ275億5,400万円、率にして4.72%の増となっております。一方、歳出は5,965億7,900万円で、前年度に比べ270億7,800万円、率にして4.75%の増となっております。

歳入、歳出ともに決算額が増加した要因は、県税や地方譲与税、これが企業業績の回復等により増加したことに加えまして、24年度の北部九州豪雨災害の復旧事業、それから国の緊急経済対策の受け入れによりまして、前年度からの繰越金や国庫支出金が増加し、これに伴う公共事業費等の増によりまして、土木費などの歳出も一緒に増加したことによるものであります。

また、グラフの右には、先ほど申し上げました形式収支の151億8,200万円を記載してございますが、この形式収支の推移を示したものが、右ページ上段の②のグラフでございます。白い棒が形式収支、黒い棒は、その中に含まれております翌年度への繰越財源額でありまして、その差が、先ほどご説明いたしました実質収支額で、平成25年度は、24億5,500万円の黒字となっております。

さらに、その実質収支がどのように動いてきたかというのが、下の③のグラフになります。白い棒が実質収支額で、その前年度の実質収支額との差、これを単年度収支額と申しますけど、黒い棒で示しています。25年度単年度収支では、7,600万円の黒字となっております。

次に、特別会計について、ご説明いたします。

1ページに戻っていただきまして、上から3段目が、11あります特別会計の決算額の合計であります。左から3列目の歳入総額(A)は、1,500億2,730万4,547円、1つ右の歳出総額(B)は、1,484億7,302万7,459円でありまして、次のページの歳入歳出差引額(C)は、15億5,427万7,088円となっております。

特別会計には、翌年度への繰越財源額がございませんので、1番右の欄の実質収支額は同じ額で、同額の黒字となります。

以上が全体の説明ですが、会計別の内容について少しご説明いたします。

3ページの一般会計歳入決算額調をお願いいたします。県税から県債までの15の歳入の款別で内訳を記載してございます。

左から3列目の調定額（B）ですが、これは、収入することを決定した額です。1番下の合計欄にありますように6,158億8,491万7,838円となっております。この調定額に対して、その右にあります収入済額（C）の合計は、6,117億6,157万6,004円となっておりまして、その収入済額の割合（収入率）は、右のページの1番下の左から3列目の欄にありますように、99.33%となっております。

また、収入済額（C）欄の主なものとしましては、上から2段目の県税が1,039億3,700万円余で、右のページの右から3列目の対前年度比較欄にありますように、前年度より36億7,500万円余、率にして3.67%の増となっております。これは、企業業績の回復等による法人事業税や輸入の増加と円安の影響による地方消費税貨物割などが増加したことによるものです。

次に、4つ下の地方交付税の収入済額が1,735億5,600万円余で、前年度より40億3,900万円余、率にして2.27%の減となっております。これは、地方公務員給与の特例減額を前提として交付税額が算定されたことなどによるものです。

次に、4つ下の国庫支出金が1,122億8,500万円余で、前年度より276億7,400万円余、率にして32.71%の増となっております。これは、災害復旧事業費や国の緊急経済対策を目的とした交付金が増加したことなどによるものです。

次に、下から2段目の県債が840億800万円余で、前年度より42億2,400万円余、率にして4.79%の減となっております。これは、県債の発行抑制等によるものです。

次に、3ページの1番右の不納欠損額（D）でございまして、合計欄にありますように、3億1,600万円余となっておりまして、その主なものは、上から2段目の県税の2億8,500万円余でございまして、滞納金の消滅時効が完成したことなどによるものです。

また、4ページの1番左側の収入未済額につきましては、合計欄にありますように、38億1千万円余となっており、主なものは、県税の30億6,600万円余で、個人県民税などの滞納によるものであります。

次に、5ページの一般会計歳出決算額調をお願いいたします。議会費から予備費までの14の款別の内訳でございまして。

決算額は、左から3列目の支出済額（B）になりますが、1番下の合計欄にありますように、5,965億7,909万2,723円となっております。前年度と比較しますと、右のページの右から2列目の対前年度比較欄にありますように、合計で270億7,700万円余、率にして4.75%の増となっております。

その主なものにつきまして、上から4段目の福祉生活費が558億1,500万円余で、子育て支援のための基金積立金等が減少したことなどにより、前年度に比べ39億6,700万円余、率にして6.64%の減となっております。次に、中ほどにあります土木費が812億5,900万円余で、国の緊急経済対策に伴う公共事業や災害復旧事業等の増加

により、前年度に比べ93億8,600万円余、率にして13.06%の増となっています。その2つ下の教育費が、1,173億1,500万円余で、給与の特例減額や退職者数が減ったことなどにより、前年度に比べ65億1,900万円余、率にして5.26%の減となっています。その2つ下の公債費が929億6,400万円余で、低金利により利払いが減少したことなどにより、前年度に比べ12億6,800万円余、率にして1.35%の減となっています。また、その1つ下の諸支出金が536億3,500万円余で、国の交付金を活用した県有施設整備基金の積み立てが増加したことなどによりまして、前年度に比べ199億2,800万円余、率にして59.12%の増となっています。

次に、5ページの1番右の翌年度繰越額（C）は、繰越明許費が合計で435億5,800万円余、その右の事故繰越が15億2,800万円余となっています。主なものは、土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、災害復旧工事等における人材不足等による入札不調や地元又は関係機関との協議・調整に日数を要したことなどによるものです。

次に、6ページの左から2列目の不用額は、合計で52億6,600万円余でありまして、主なものは、総務費の3億9千万円余、農林水産業費の25億600万円余、教育費の4億9,600万円余などで、事業費や人件費が見込みを下回ったこと及び入札残や経費の節減などによるものです。

以上が一般会計でございます。

続きまして特別会計ですが、7ページ、8ページの歳入決算額調をお願いします。

調定額（B）は、合計欄にありますように、1,512億2,359万8,884円でありまして、これに対し、その右の収入済額（C）は、1,500億2,730万4,547円でありまして、その割合、収入率は右のページの右から3列目にありますように、99.21%となっています。

また、その左端の不納欠損額（D）は、2,200万円余でありまして、主なものは、中小企業設備導入資金特別会計の中小企業設備近代化資金の未償還金2,200万円余の債権放棄によるもので、本年第1回定例会で議決をいただき、不納欠損処分を行ったものであります。

その右の収入未済額は、合計で11億7,300万円余となっております。主なものは、上から4段目の中小企業設備導入資金特別会計の10億4,600万円余で、倒産等による償還金の未収によるものです。

次に、9ページの歳出決算額調をお願いいたします。

特別会計の決算額は、左から3列目の支出済額（B）で、合計は1番下にありますように、1,484億7,302万7,459円となっております。このうち上から2段目の公債管理特別会計が1,430億5,300万円余と、その大部分を占めています。

次に、その右の翌年度繰越額（C）のうち、繰越明許費6,600万円は、港湾施設整備事業特別会計の津久見港等の施設整備事業に係るものでございます。

また、10ページの左から2列目の不用額は、合計で15億7,300万円余となっております。その主なものは、上から4段目の中小企業設備導入資金特別会計、その2つ下の林業・木材産業改善資金特別会計、また、その下の沿岸漁業改善資金特別会計などでありまして、主に、貸付実績が見込みより少なかったことによるものであります。この不用額につきましては、翌年度に繰り越され、貸し付けの原資となるものです。

以上が特別会計でございます。

次に、11ページの一般会計歳入財源別分類表をお願いいたします。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したもので、決算額（A）の自主財源につきましては、中ほどの小計欄にありますように、2,206億4,600万円余、構成比は36.07%、また、依存財源は下から2段目の小計欄にありますように3,911億1,400万円余、構成比は63.93%となっています。

この構成比を右のページの平成24年度の構成比と比較しますと、自主財源については0.81ポイント縮小し、依存財源はその逆で、0.81ポイント拡大をしています。これは、自主財源の県税、繰越金が増加したものの、依存財源の国庫支出金が、災害復旧、それから国の緊急経済対策などにより大幅に拡大したことに伴いまして、依存財源の比率が相対的に大きくなったことによるものです。

次に、13ページの一般会計歳出性質別分類表をお願いいたします。

義務的経費、投資的経費、その他の経費として3つに区分しておりますが、決算額（A）欄で、まず、1の義務的経費につきましては、2,544億2,800万円余、構成比42.65%となっております。これを右のページの24年度と比較いたしますと、右端の2つの列にありますように、101億8,100万円余の減、率にして3.85%の減となっています。これは、給与の特例減額等により減少した人件費に加えて、公債費も減少したことによるものです。

次に、2の投資的経費は1,340億400万円余、構成比22.46%で、前年度より189億300万円余の増、率で16.42%の増となっています。これは、普通建設事業の補助事業が、緊急経済対策に係る繰越事業費の増などにより大幅に増加したことによるものです。

3のその他の経費は、2,081億4,600万円余、構成比34.89%で、前年度より183億5,500万円余の増、伸び率で9.67%の増となっています。これは、貸付金などが減少したものの、基金への積立金などが増加したことによるものです。

以上が、平成25年度一般会計及び特別会計の決算概要であります。

事業別の決算の内容等につきましては、各担当部局からご説明いたします。

審査のほど、よろしくをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

三浦（公）委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

米濱代表監査委員 平成25年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果につきまして、監査委員を代表してご説明いたします。

お手元に配付いたしております平成25年度大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をごらんください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、本年8月1日に知事から地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付されましたので、その審査結果をとりまとめ、8月18日に知事に提出したものでございます。

最初に平成25年度大分県歳入歳出決算審査意見について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1章審査の概要ですが、第1審査の対象は、平成25年度大分県一般会計及び公債管理特別会計など、11の特別会計であります。

次に、第2審査の方法ですが、決算審査に当たりましては、審査に付された歳入歳出決算書等について、「決算の計数は、正確であるか」「予算は、議決の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか」など、記載の4点を主眼に、関係証書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏まえて、慎重に審査をいたしました。

2ページをお開きください。

第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果につきましては、記載してありますとおり、平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、関係証書類及び指定金融機関の収支金報告書等と合致し、正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等につきましては、一部に留意又は改善を要するものが見受けられましたが、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められました。

次に、第2決算の状況ですが、この欄の4行目からになりますが、平成25年度は、一般会計で歳入決算額6,117億6,157万6,004円、歳出決算額5,965億7,909万2,723円となっており、前年度決算と比較して、歳入については、4.72%、歳出については、4.75%それぞれ増加しています。

次に、第2の決算の状況の欄の下から9行上ですが、この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、151億8,248万3,281円の黒字、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、24億5,483万9,262円の黒字、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支も、7,570万1,533円の黒字となっています。

また、大分県母子寡婦福祉資金特別会計など11の特別会計の歳入歳出決算の合計額は、歳入決算額1,500億2,730万4,547円、歳出決算額1,484億7,302万7,459円となっており、前年度決算に比べ、歳入、歳出とも増加しています。

この結果、形式収支は、15億5,427万7,088円の黒字、実質収支も、15億5,427万7,088円の黒字となっています。

決算状況につきましては、以上のとおりです。

次に、第3審査意見としましては、平成25年度は、豪雨災害対策が完了に向け大きく前進するとともに、景気・雇用対策の実施など緊急的な課題への迅速な対応が行われました。あわせて、国東半島宇佐地域世界農業遺産認定、「おんせん県おおいた」の全国への情報発信など、地域の元気創出に力が注がれるとともに、人口減少社会の到来などの将来的な課題への対応にも取り組むなど、各種施策がスピード感をもって推進されました。

こうした中、一般会計及び特別会計ともに、実質収支は黒字となっており、また、経常収支比率は2.9ポイント、将来負担比率は8.2ポイント、前年度と比べて減少し、改善されております。平成25年度は、財政健全化の取り組みを推進するとともに、行政需要にも適切に対応するといったバランスのとれた行財政運営が行われているものと思料されます。

しかしながら、国、地方を取り巻く財政環境は予断を許さず、地方財源の安定的な確保は、依然、不透明な状況にあります。このような厳しい状況の中で、県勢の発展と県民福祉の向上を一層図るため、意見書に記載しております財政上の課題等に留意され、引き続き効率的で効果的な行財政運営が行われるよう、要望しました。

3ページの上から10行目でございますが、特に1点目としまして、行財政改革の推進と財政運営の健全化について記載しております。

このことにつきましては、これまでも大分県行財政改革プランなどにより、あらゆる角度から行革が行われ、この結果、平成25年度の財政調整用基金の残高は、443億円になっております。また、普通会計における県債は、臨時財政対策債を除いた残高が257億円減少し、実質公債費比率も0.8ポイント減少するなど、着実に削減が行われています。

しかしながら、平成24年度において被災地の早期復旧等のため、新たな県債の予算措置を余儀なくされ、これらの事業を25年度に繰り越したことから、県債全体としては残高が前年度に比べて0.4ポイント、42億円増加しており、今後とも多額に上る県債残高の縮減が財政健全化の最重要課題であります。

このため、事務事業の選択と集中や、徹底した無駄の排除などの取り組みについては、これをさらに継続していくとともに、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、人材の育成にも十分配慮し、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に努められますよう要請をいたしました。

第2点目は、収入の確保についてであります。

まず、(1)収入未済の解消であります。一般会計及び特別会計の収入未済額の合計は49億8,459万9,036円で、前年度に比べ3億6,013万3,891円、率にして6.74%の減となり、4年続けて前年度を下回り、各機関の努力により一定の成果が得られております。こうした中、中小企業設備導入資金など、収入未済額が増加しているものもありますので、今後とも収入未済の解消と新たな発生防止に努められますよう要請をいたしました。

続きまして、4ページの(2)県有財産の利活用であります。昨年11月に改定された大分県新県有財産利活用推進計画を着実に推進し、引き続き収入の確保や維持管理コストの削減に努められますよう、要請をいたしました。

次に、第3点目は、財務事務の執行についてであります。定期監査、臨時監査等の監査結果では、おおむね適正な処理が行われていますが、是正改善が必要な事項として、主に、(1)、(2)、(3)に記載の事項が認められましたので、事務の審査・相談体制の強化や研修の充実について要請をいたしました。

以上が、歳入歳出決算についての審査意見であります。

なお、5ページから96ページにかけては、第3章決算の概要として個別の内容を述べております。

次に、97ページをお開きください。

平成25年度の基金運用状況についての審査意見であります。

まず、第1章審査の概要ですが、第1審査の対象は、大分県土地開発基金、大分県企業立地促進資金貸付基金、大分県美術品取得基金の3基金であります。

第2審査の方法は、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、記載の3点に重点を置いて審査いたしました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果は、各基金とも基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類とも合致しており、基金運用は設置目的に沿い、正規の手続によって執行されていることが認められました。

次に、第2審査意見といたしましては、各基金とも、それぞれの設置目的に沿って有効な活用に引き続き努力されるよう要請をいたしました。

次に、99ページをお開きください。

平成25年度大分県健全化判断比率についての審査意見であります。

まず、審査の概要ですが、第1審査の概要にありますように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に添って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査をいたしました。

次に、審査の結果及び意見であります。第1審査の結果にありますように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、第2審査意見としましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないことから算定されなかったこと及び実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準未滿であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に100ページをお開きください。

平成25年度資金不足比率についての審査意見であります。

まず、審査の概要ですが、第1審査の概要にありますように審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に添って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼に、慎重に審査をいたしました。

次に、審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にありますように審査に付された大分県病院事業会計など、記載の6会計につきまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、第2審査意見としましては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、平成25年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

三浦（公）委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員でご質疑はありませんか。

酒井委員 今、監査委員から平成25年度の監査の結果報告がありました。私は、25年度の特徴的な、今回の決算は何といっても、財政の構造の弾力性を示す経常収支比率が92.5%になったということで、率にして2.9ポイント減少したということだろうと思っております。これまで、県の経常収支比率は、大体95%ぐらいをずっと推移をしてき

た経緯があるわけですので、これからすると、本当に、人件費の削減が確かに大きいというように思いますけど、このように下がったということは、本当に健全財政が保たれているというふうに思っております。

そこで、質問をいたしますけど、歳入歳出決算概要の2ページと、さっきありました10ページ、この中で、特別会計の中小企業設備導入資金並びに林業・木材産業改善資金、それから沿岸漁業改善資金、ここ数年同じような推移で不用額が出ておるといように私は記憶をしております。したがって、今の説明では、借入れがなかった、需要がなかったという説明で、このような不用額が出たということで説明を受けたわけですけど、毎年このような状況が続くとすれば、やはりそれなりの理由なり原因があるんじゃないかなろうかというように思いますけど、ただ、借入れはなかった、需要はなかったということだけで、この不用額を、今後ともこの特別会計どおりにするというのは若干問題があるんじゃないかなろうかというように思いますから、その点についてももしわかれば、お教えをいただきたいと思っております。

阿部会計管理者 貸し付けの特会の不用額についてでございます。

貸し付けの特会につきましては、それぞれの所管課で需要などを見ながら当初予算を計上いたします。実際に予算化するときには、全体、来年どれだけあるかというのが完全につかめているわけじゃございませんので、これまでの実績とか、そういうことを見ながら計上していくわけでございます。足りないということが、要するにまた問題がございますので、ある程度は不用額は出るということも想定に置きながら、各部で実態にあった形で計上しているというふうに理解しておりますので、「毎年、不用額がいっぱい出るから、そんなに大きくしなくていいんじゃないか」というご意見も確かにございますけれども、やはりその次の年にどのくらい出てくるかということも心配でございますから、そういうのをにらみながら計上しているということでございます。

以上です。

酒井委員 今、説明がありましたとおり、各部で状況はまたお聞きをしたいと思っておりますけれども、問題は、私が最初に質問しましたとおり、ここ数年、この不用額がどのような推移をしておるのか。この四、五年分ぐらい、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

四ッ谷会計課長 今、お手元の9ページ、10ページをごらんのことと思っておりますけれども、不用額の推移につきましては、例えば、今、委員おっしゃられました中小企業設備導入資金につきましては、昨年に比べて不用額は76万円ほど減少しております。

それから、林業・木材産業改善資金については、逆に24年度に比べますと不用額が990万円ほどふえているという状況でございます。その前の年もふえておりますが23年度は減っていると。一律に増減とか、減少ということは把握できておりません。

以上でございます。

三浦（公）委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、委員外議員で質疑があればお受けします。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ほかに質疑はないようでありますので、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員は、所用のため、これで退席となります。
お疲れさまでした。

〔監査委員退室〕

三浦（公）委員長 これより、会計管理局関係の審査に入ります。

会計管理局長の説明を求めます。

阿部会計管理者兼会計管理局長 それでは、会計管理局の平成25年度決算について、ご説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の271ページをお開き願います。

歳出決算の総括表がございますが、上の表の一般会計につきましては、予算現額の合計欄、9億1,010万円に対しまして、支出済額は9億254万5,605円、不用額は755万4,395円となっております。

次に、下の表の用品調達特別会計ですが、予算現額の合計欄、16億4,811万1千円に対しまして、支出済額は15億3,922万4,399円、不用額は1億888万6,601円となっております。

次に、273ページをお願いします。まず、会計課及び審査・指導室分です。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額2億1,322万9,298円で、これは、職員28人分の給与費でございます。その下の第6目会計管理費決算額2,230万2,838円は、会計事務の指導等に係る経費でございます。

次に、274ページをお開きください。

用度管財課分ですが、第1目一般管理費の決算額3億1,599万6,338円は、職員43人分の給与費でございます。次に、第6目会計管理費決算額4,466万4,920円ですが、集中管理車の維持管理などに要した経費であります。

次に、275ページをごらんください。

第7目財産管理費決算額2億6,111万5,408円は、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。

次に、276ページをお開きください。

第8目県庁舎別館及振興局費決算額4,523万6,803円は、県庁舎別館等の維持管理に要した経費であります。

以上が、一般会計分でございます。

次に、277ページをお願いします。

用品調達特別会計でございます。

まず、第1目用品総務費の決算額111万1千円は、前年度の決算剰余金を一般会計に繰り出したものでございます。次に、第2目用品費の決算額15億3,811万3,399円は、各所属からの要求に基づいて、文具、印刷物、備品などの用品の購入に要した経費となります。

次に、不用額の主なものについてご説明いたします。

別冊の決算附属調書をお願いします。決算附属調書の15ページになります。

1番左の科目欄の総務費の総務管理費のうち、中ほどにあります会計管理費284万2

42円は、先ほど申しましたけれども、会計課及び用度管財課の事務経費の不用額の一部でありまして、これは経費の節減等によるものでございます。

次に、52ページをお願いします。

1番下にあります用品調達特別会計の用品費1億888万6,601円は、各所属からの用品調達要求が見込みを下回ったことにより不用となったものでございます。

以上で会計管理局の決算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

三浦（公）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員でご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 別にご質疑もないようですので、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

三浦（公）委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの会計管理者及び会計管理局の審査における質疑を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて、協議をいたします。

ご意見、ご要望等がありましたらお願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 委員長に一任とのご発言がありました。審査報告のとりまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえまして、委員長に一任願うことでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ご異議がないので、そのようにいたします。

以上で会計管理者及び会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもちまして、本日の審査日程は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ほかにございませんので、次回の委員会は、明10月1日午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。